

## 第2章 計画条件の整理

### 2-1. 上位計画

青葉山公園整備基本計画を検討する上で踏まえるべき上位計画は、以下のとおり整理できる。

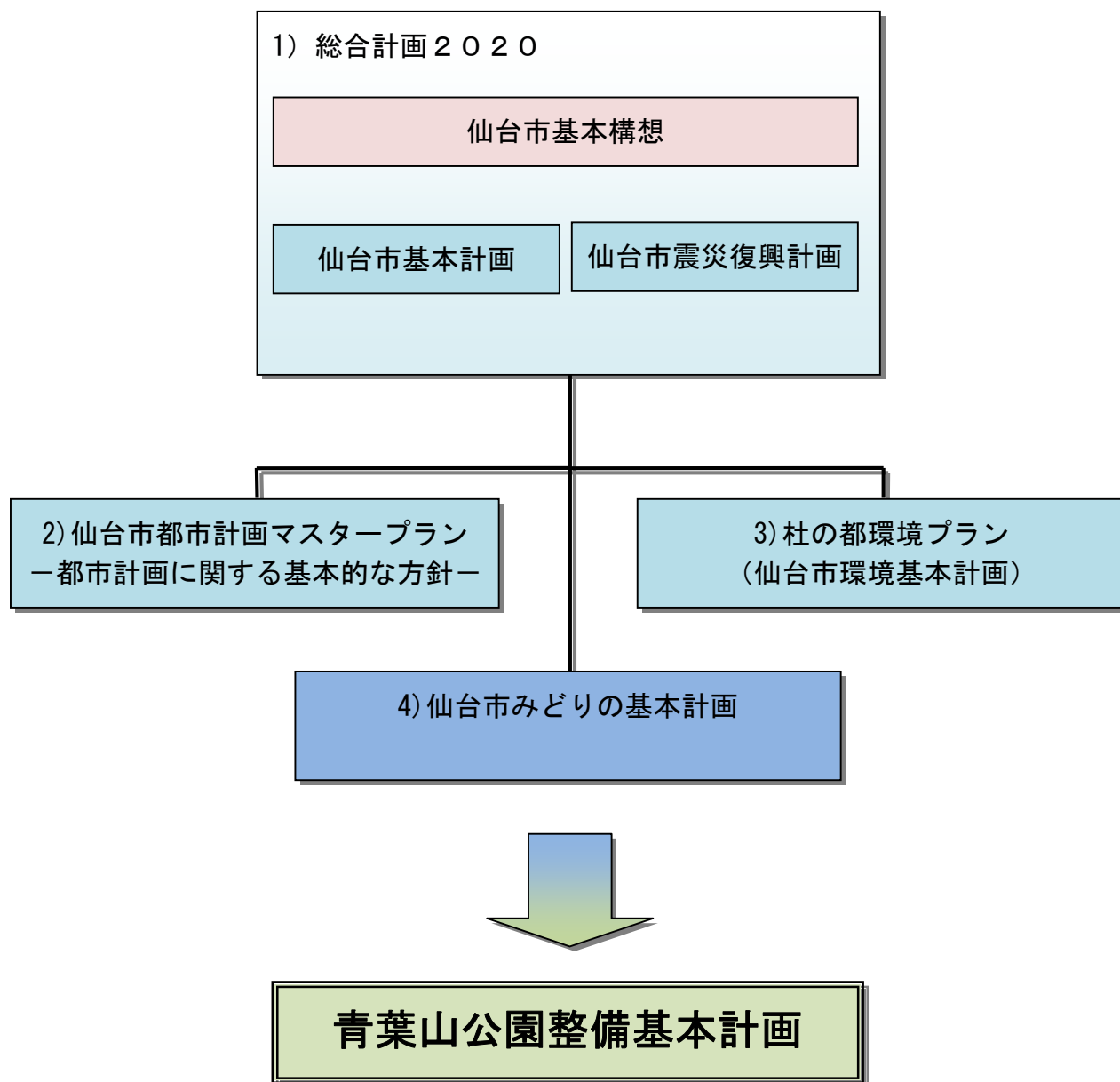


図2-1 計画位置づけ

これらについて、主に青葉山公園とその周辺一帯に関連する事項をまとめると以下のとおりである。

## 1) 総合計画2020(平成23年3月)

## 【仙台市の総合計画の体系(P3より抜粋)】

「基本計画」は21世紀半ばに向けて仙台市がめざす都市の姿を示した「基本構想」と、それを実現するために平成23～32年度(2011～20年度)の10年間で取り組む施策の方向性や目標を示す「基本計画」、おおむね3年間の行動計画や参考となる指標を示す「実施計画」の3つで構成される市政全般にわたる計画です。

## 【仙台の都市像(P8～9より抜粋)】

- ・未来を育み創造する学びの都
  - 未来につなぐ多様な価値や個性を創り続ける輝く学都—
- ・支え合う健やかな共生の都
  - やすらぎに満ち、心豊かな暮らしを支える安心・健康都市—
- ・自然と調和し持続可能な潤いの都
  - 低炭素型の都市システムを持ち、魅力的で暮らしやすい杜の都—
- ・東北を支え広く交流する活力の都
  - 魅力と活力にあふれ、世界とつながる中枢都市—

青葉山公園及びその周辺地区に関連する施策として、次のような記述がある。

## 【学びを楽しむことのできる環境整備(P56より抜粋)】

- (仮称)国際センター駅周辺地区において、仙台城跡や博物館、青葉山公園、西公園などの多様な歴史的・文化的資源や自然環境との連携を図りながら、ミュージアム機能、コンベンション機能、観光交流機能を強化し、新たな魅力を創造し発信するシンボルゾーンの形成を進めます。

## 【身近で魅力的な公園の整備(P85より抜粋)】

- 藩政時代からの歴史的・文化的資源や優れた自然景観を生かしながら、市民や仙台を訪れた人が親しむことのできる青葉山公園の整備を進めます。
- 広瀬川を取り囲む青葉山公園、西公園、大年寺山公園などについて、歴史・文化をつなぐ緑の拠点として一体的なエリア形成を図ります

## 【都市構造の基軸となる都市軸の形成(P90より抜粋)】

- 地下鉄東西線沿線においては、(一部省略)、西部の大学のキャンパスが広がる青葉山、広瀬川に囲まれた国際センター周辺地区、(一部省略)など、それぞれの地域特性や多様な資源を生かし、良好な居住環境や学術文化、業務・流通などの都市機能の集積を図り、市民と共に駅周辺にふさわしいまちづくりを進めます。

## 【広域交流機能の充実(P96より抜粋)】

- (仮称)国際センター駅周辺地区において、歴史や文化、自然などのさまざまな資源との連携を図りながら、コンベンション機能や観光交流機能の強化を図り、広域的な交流機能を充実します。

## 【青葉区の施策の基本方向—都市機能等の充実・強化(P110より抜粋)】

- 青葉山地区においては、杜の都のシンボルとなる青葉山公園の整備等を進めるとともに、大学等の知的資源を生かし、国際的な学術文化交流機能を充実していきます。

## 2) 仙台市都市計画マスタープラン—都市計画に関する基本的な方針—（平成24年3月）

21世紀半ばを展望し、都市づくりの基本方向や、取り組む施策展開の方向を明らかにし、市民と行政が都市づくりの目標像などを共有しながら、関連する他分野とも連携し、都市づくりを総合的に展開していくことが目的とされている。

## 【都市づくりの目標像（P25より抜粋）】

杜の都の自然環境と都市機能が調和した持続可能な潤いのある都市  
～活力を高め豊かさを享受できる魅力的で暮らしやすい安全・安心な都市づくり～

## 【【基本的な方向と方針（P44～49より抜粋）】】

## ☆基本的な方向1【土地利用】

*自然と調和した、機能集約型市街地の形成と地域の再生を図る*

- 方針1：都心の機能強化・拡充
- 方針2：拠点の機能強化・充実
- 方針3：都市構造の基軸となる都市軸の形成
- 方針4：良好な市街地の形成
- 方針5：郊外区域の地域再生
- 方針6：自然環境の保全・継承

## ☆基本的な方向2【交通】

*公共交通を中心とした、利便性の高い総合交通体系の構築を図る*

- 方針7：鉄道を中心とした総合交通体系の構築
- 方針8：便利で快適な交通環境の構築
- 方針9：環境にやさしい交通手段への転換

## ☆基本的な方向3【防災・環境】

*災害に強く、環境にやさしい「新次元の防災・環境都市」の構築を図る*

- 方針10：災害に強く、安全で安心な都市空間の形成
- 方針11：エネルギー負荷の小さい都市空間の形成

## ☆基本的な方向4【緑・景観】

*都市の美しさと豊かさを備えた都市空間の形成を図る*

- 方針12：緑豊かで潤いある都市空間の形成
- 方針13：風格ある都市景観の形成

## ☆基本的な方向5【市民協働】

*きめ細かなまちづくりを支援するとともに、市民力の拡大と新しい市民協働の推進を図る*

- 方針14：きめ細かなまちづくりへの総合的な支援
- 方針15：市民力の拡大と新しい市民協働の推進

## 【基本的な方向1（土地利用）：青葉山周辺地区（国際学術文化交流拠点）（P55より抜粋）】

- ・（仮称）国際センター駅周辺地区において、歴史や文化、自然環境などを生かしながら、コンベンション機能などの強化や、広域的な交流機能の集積を推進します。
- ・藩政時代からの歴史的・文化的資源や優れた自然景観を生かしながら、市民や仙台を訪れた人が親しむことができる、青葉山公園の整備を推進します。
- ・仙台城跡について、市民や観光客が共に親しみ学ぶことができるよう、仙台城跡整備基本計画にもとづく整備を推進します。

### 3) 杜の都環境プラン（仙台市環境基本計画）（平成23年3月）

仙台市環境基本条例に基づいて策定される計画であり、仙台市の環境づくりの最も基本となる計画である。

#### 【環境都市像(P20より抜粋)】

「杜」と生き、「人」が活きる都・仙台

—杜の恵みを未来につなぎ、「環」「輪」「和」の暮らしを楽しむまちへ—

#### 【分野別の環境都市像(P23～24より抜粋)】

- 1 「低炭素都市」 仙台—まち全体に省エネルギーの仕組みが備わった都市—
- 2 「資源循環都市」 仙台—資源や物が大切に、また循環的に利活用されている都市—
- 3 「自然共生都市」 仙台—自然や生態系が大切にされ、その恵みを楽しむ都市—
- 4 「快適環境都市」 仙台—市民の健康を保ち、快適さや地域の個性、魅力を体感できる都市—

#### 【自然共生都市づくり：2自然の恵みを楽しみ、調和のとれた働きかけをする(P50～51より抜粋)】

- ・広瀬川、梅田川、七北田川などにおいて、市民の活動とも連携しながら、レクリエーションの場としての利用の機会や、公園や河川などでの安全な水辺とのふれあいの機会を創出します。
- ・広瀬川・青葉山・泉ヶ岳などの自然環境の魅力に多くの人がふれあうことができるよう、環境整備を図るとともに、情報の周知を図ります。

#### 【自然共生都市づくり：3生態系をつなぎ、親しみのある市街地の緑化を進める(P51より抜粋)】

- ・動物の移動経路となる回廊の確保や地域の生態系間のつながりなどの連続性を意識しながら、公園を含む都市内の緑地の確保や河川の整備などを進めます。

#### 【快適環境都市づくり：2景観・歴史・文化等に優れた多様な地域づくりを進める(P58より抜粋)】

- ・文化財の指定や保護、伝統的建造物や文化的なシンボルなどの保全活動を支援します。
- ・地域に根ざした環境づくりの一環として、歴史的・文化的価値のある資源の活用や復活などを支援します。

### 4) 仙台市みどりの基本計画（平成24年7月）

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、緑の都市像や施策について定めた総合的な計画であり、市民・事業者・行政が緑の取り組みを実施するに、方針を示すものである。本市では杜の都の環境をつくる条例第10条に緑の基本計画の策定を規定し、市長の義務としている。

#### 【基本理念(P81より抜粋)】

みんなで育む「百年の杜」

#### 【基本方針(P90より抜粋)】

- 基本方針Ⅰ：安全・安心のまちづくり
- 基本方針Ⅱ：自然環境の保全・再生
- 基本方針Ⅲ：生活環境の向上
- 基本方針Ⅳ：仙台らしさを育む
- 基本方針Ⅴ：市民協働の推進

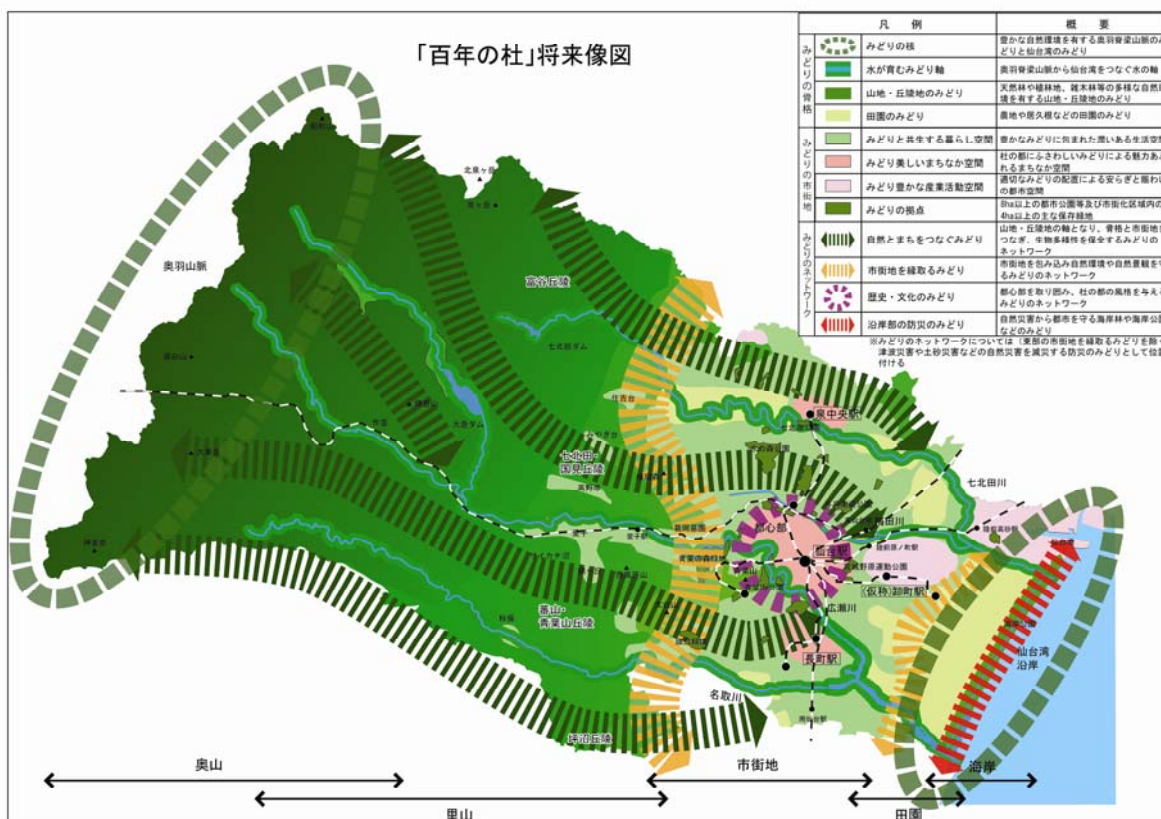


図 2-2 「百年の杜」将来像図 (P83 より抜粋)

【仙台市みどりの基本計画記載の「主な公園の整備概要」(P119 より抜粋)】

青葉山公園(計画面積 50.3ha)は、仙台の礎である仙台北城跡を含む青葉山と広瀬川に囲まれた区域について、藩政時代からの歴史的・文化的資源や優れた自然景観を生かしながら、市民や仙台を訪れた人が親しむことのできる杜の都のシンボルとなる公園として整備を進めています。

国史跡指定地区では、平成16年3月に完成した本丸跡北面の石垣修復工事や平成18年3月に開館した「仙台北城見聞館」の建設、その後の本丸広場の舗装や照明施設整備、登城路の整備など、利用者の快適性向上に努めており、今後は、本丸跡の老朽化した便所・四阿(あずまや)や博物館からの登城路などの既存施設を改築するとともに、五色沼・長沼の浄化による再生や周辺の環境整備を行います。

追廻地区は、公園のメイン施設となる(仮称)公園センターの建設や、広瀬川と親しみながら憩うことのできる広場、散策路などの整備を行います。

国際センター地区は、地下鉄東西線(仮称)国際センター駅からの玄関口として良好な景観を確保するとともに、市内外からの来訪者の交流の場に相応しい公園として整備を行います。

## 2-2. 法的規制条件

青葉山地区一带には、前述の国史跡指定の他、公園計画を条件づける以下の法的規制条件が存在する。

### 1) 文化財保護関係

文化財保護のため、法規制および市条例による規制がかかっている箇所がある。

表 2-1 文化財保護関係の法的規制

文化財保護法【昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号】	
区域名	規制概要
国史跡仙台城跡 (指定平成 15 年 8 月 27 日)	文化財保護を前提とし、施設整備や地形の変更など各種の現状変更となる行為にあたっては文化庁の許可が必要
埋蔵文化財包蔵地	施設整備などの開発を行うに際しては、事前に発掘調査を行い、保存を図ることが必要
国天然記念物青葉山 (指定昭和 47 年 7 月 11 日)	藩政期から人の手が入っておらず、仙台城の御裏林の雰囲気を今に伝える貴重な区域であり、施設整備や地形の変更など各種の現状変更となる行為にあたっては文化庁の許可が必要
仙台市文化財保護条例【昭和 37 年 10 月 13 日仙台市条例第 27 号】	
市史跡経ヶ峯伊達家墓所	文化財保護を前提とし、施設整備や地形の変更など各種の現状変更となる行為にあたっては市教育委員会の許可が必要

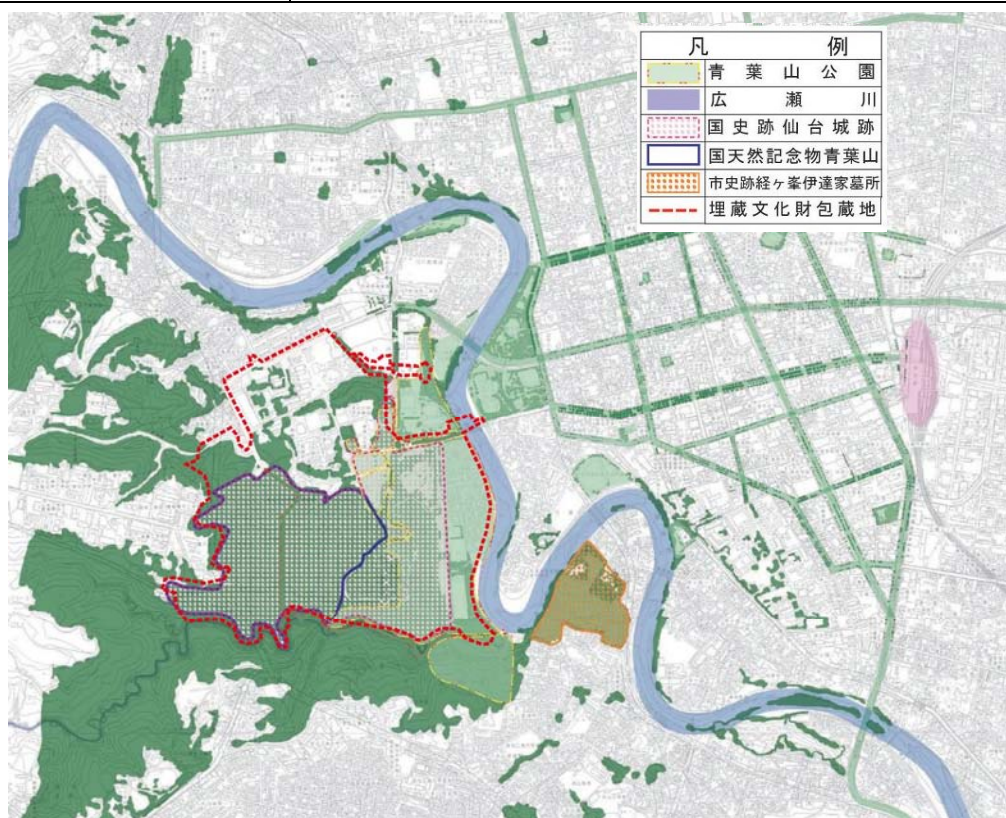


図 2-3 文化財保護関係の法的規制位置図

2) 杜の都の風土を育む景観条例【平成7年仙台市条例第5号】

仙台らしい個性的なまちづくりを推進し、もって豊かな地域社会の創造と文化の向上を図ることを目的とした条例。本条例に基づき、仙台市「杜の都」景観計画が平成21年3月に策定されている。

表 2-2 景観計画に基づく規制の内容

区域名	規制概要
景観重点区域 広瀬川周辺ゾーン	河岸緑地・公園・橋梁等は、淵・瀬などの多様な水辺の自然環境との調和を図る 河畔の建築物等は、河川景観と調和する形態・意匠、色彩とし、敷地内の緑化を図る 河畔の建築物等は、河岸越しの眺望景観や丘陵景観を遮らない高さとする 自然崖の上の建築物等は、崖の緑と調和し圧迫感のない形態・意匠、高さとする 河岸段丘に沿う建築物等は、河川水面の眺望や坂道からの見通しを損なわない形態・意匠、高さとする
景観重点区域 青葉山・大年寺山ゾーン	斜面沿いの建築物等は、背後の丘陵地景観を遮らない形態・意匠、高さとする 丘陵上部の建築物等は、市街地から遠望できる稜線を害しない形態・意匠、高さとする 丘陵地内での建築物等は、自然環境に調和する色彩とし、敷地内の緑化を図る
景観重要公共施設 (青葉山公園・西公園)	中心市街地における緑のネットワークとの連続性を持たせ、地下鉄東西線の整備に伴う市民や観光客等の利用を増進する公園整備を進める

【仙台市「杜の都」景観計画（平成21年3月）より】

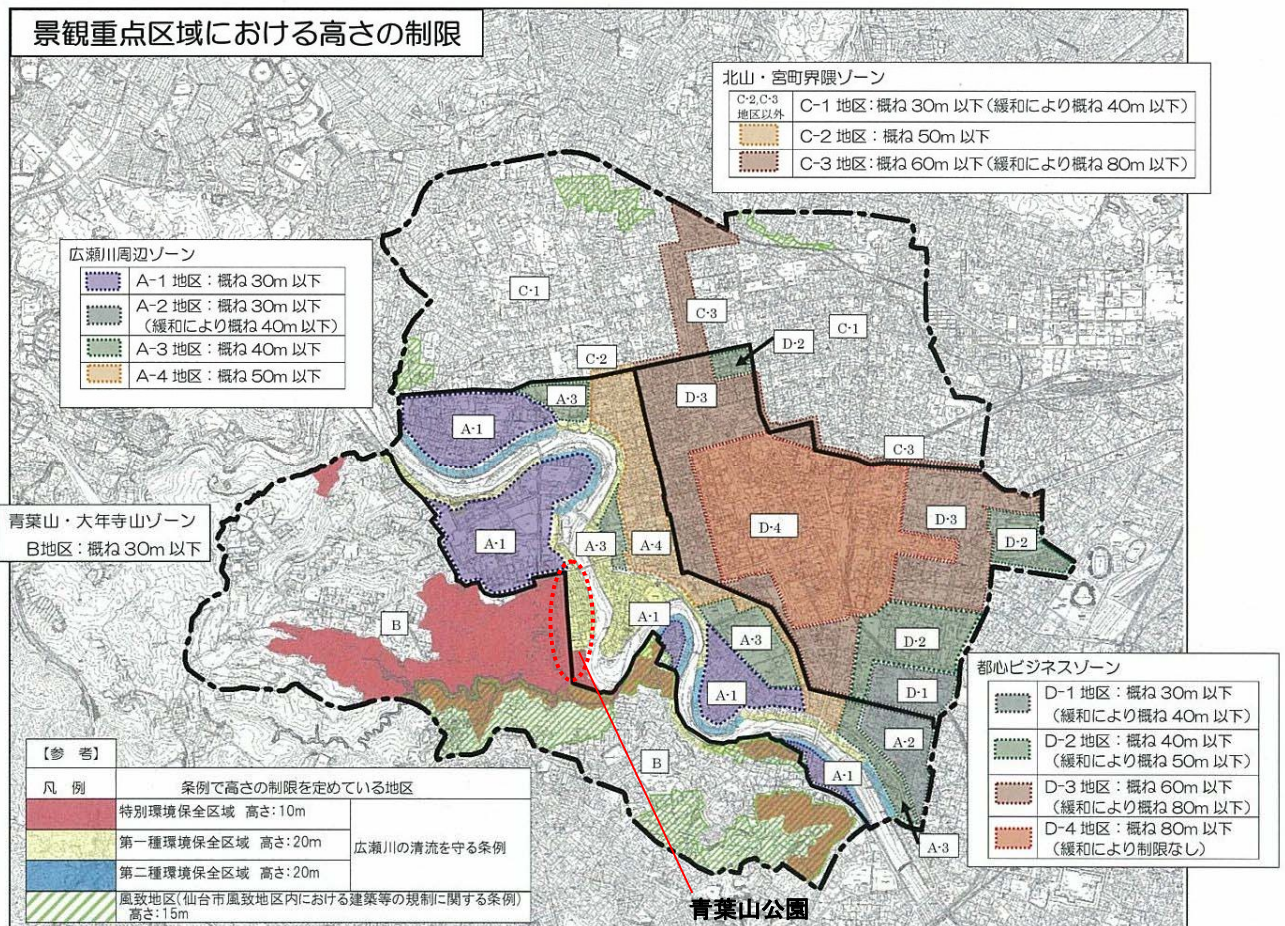


図 2-4 景観重点区域における高さの制限

## 3) 広瀬川の清流を守る条例【昭和49年仙台市条例第39号】

広瀬川の豊かな自然環境と清流にふさわしい良好な水質を保全するため昭和49年に制定された。建築や造成、木竹の伐採等に規制と許可基準を設けている。

表 2-3 広瀬川の清流を守る条例（関連箇所抜粋）

区域名	行為の制限（宅地の造成）
①特別環境保全区域	
②第一種環境保全区域	河川に接した土地では、高さが1 m以下の盛土・切土で、河岸線から2 m以上離れているもの。造成後の地貌が周辺の自然的環境と不調和とならず、自然崖の保全に支障を及ぼさない場合を除く。

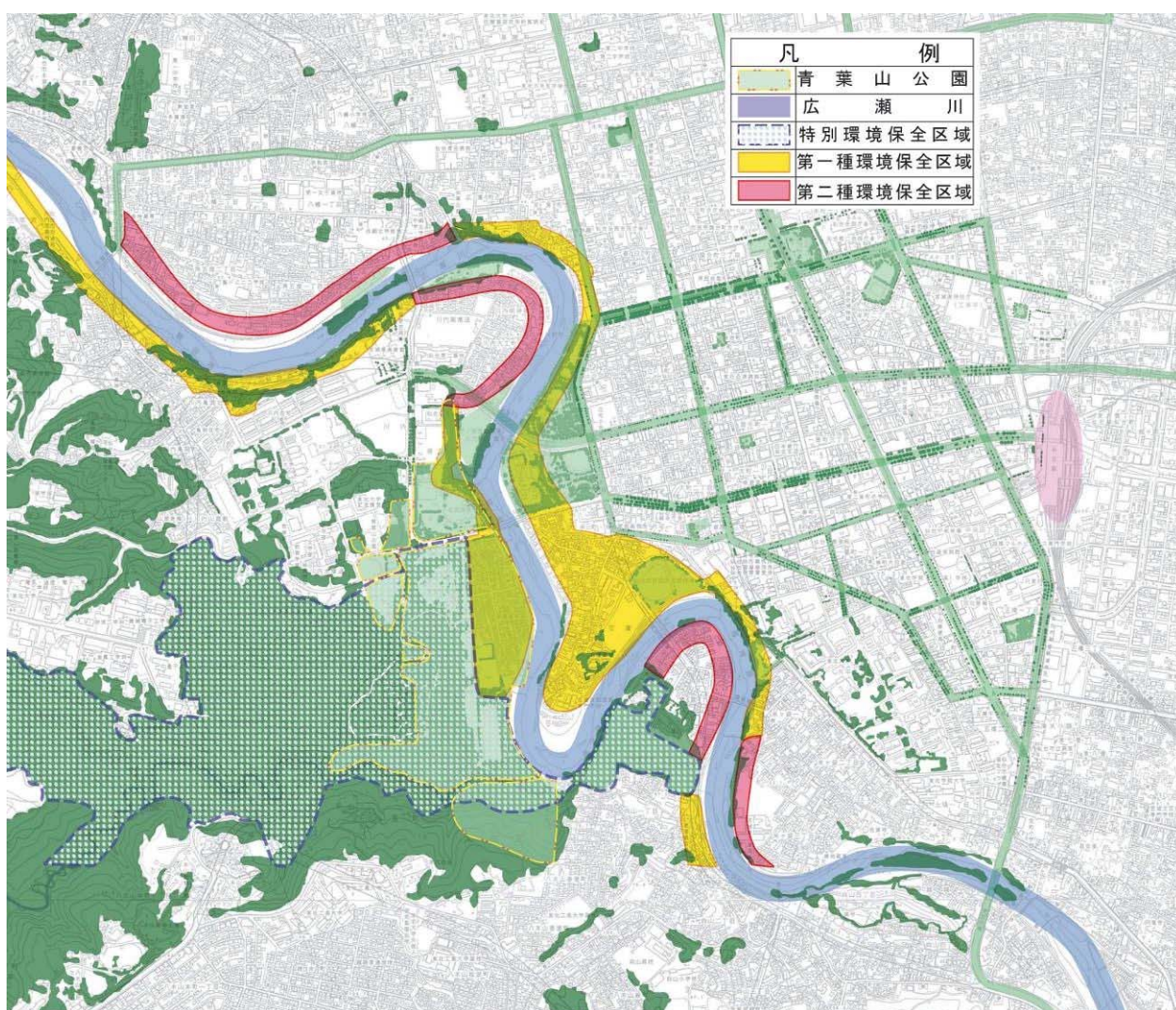


図 2-5 広瀬川的环境を守る条例位置図



#### 4) 風致地区

青葉山公園周辺において、都市計画法に基づく風致地区が指定されている箇所がある。

表 2-4 風致地区

仙台市風致地区内における建築等の規制に関する条例【平成元年仙台市条例第6号】	
主には、都市内の、樹林地、丘陵、溪谷、水辺などの良好な自然景観を形成している地区や歴史的な人文景勝地について、建築物の新築・改増築、宅地の造成、土地の開墾、木竹の伐採などを規制し、都市の自然景観や良好な都市環境の維持を図るために定められている。	

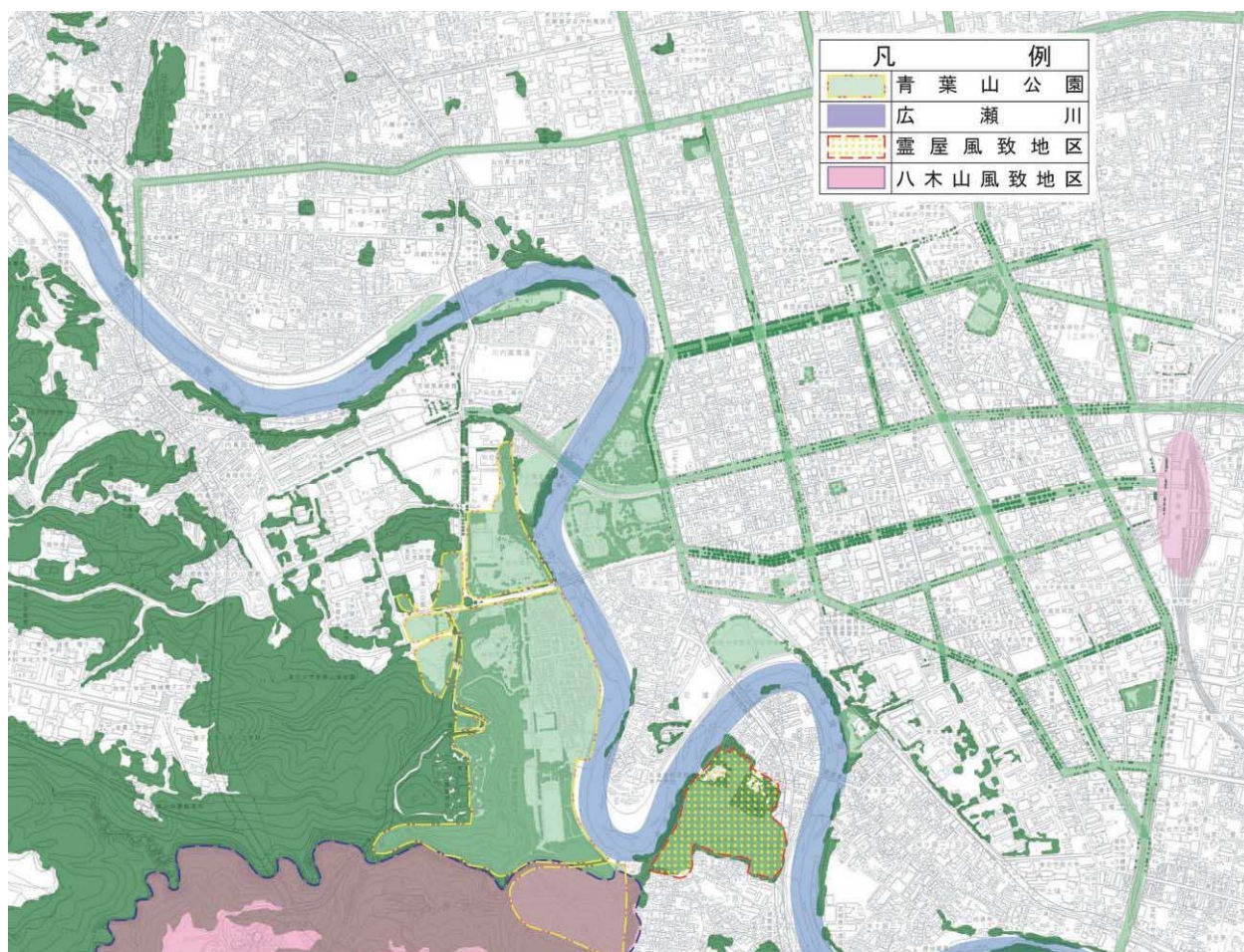


図 2-6 風致地区位置図

5) その他

青葉山公園の一部が含まれる形で、杜の都の環境をつくる条例に基づく保存緑地、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく特別保護区が定められている。

表 2-5 杜の都の環境をつくる条例・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

杜の都の環境をつくる条例【昭和 48 年仙台市条例第 2 号】	
自然との調和ある環境の創造を都市づくりの理念とし、市民挙げて緑の保護と積極的な育成に努め、杜の都の伝統ある風土を未来に発展させることを目的とした条例	
区域名	規制概要
保存緑地	まとまった木竹林について、伐採等の開発に対して周囲から望見できる木竹林を中心に一定割合以上を残すこととし、風致を形成する大きな要素としての木竹林の保全を目的としている。
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律【昭和 14 年法律第 088 号】	
鳥獣の保護と狩猟の適正化を図る目的の法律	
特別保護地区（県指定）	狩猟の禁止や建築行為などに規制を設け、一部の行為には県知事の許可が必要
鳥獣保護区	野生鳥獣の保護のため、狩猟を禁止している区域。青葉山公園周辺では、特別保護地区以外の全ての区域が鳥獣保護区

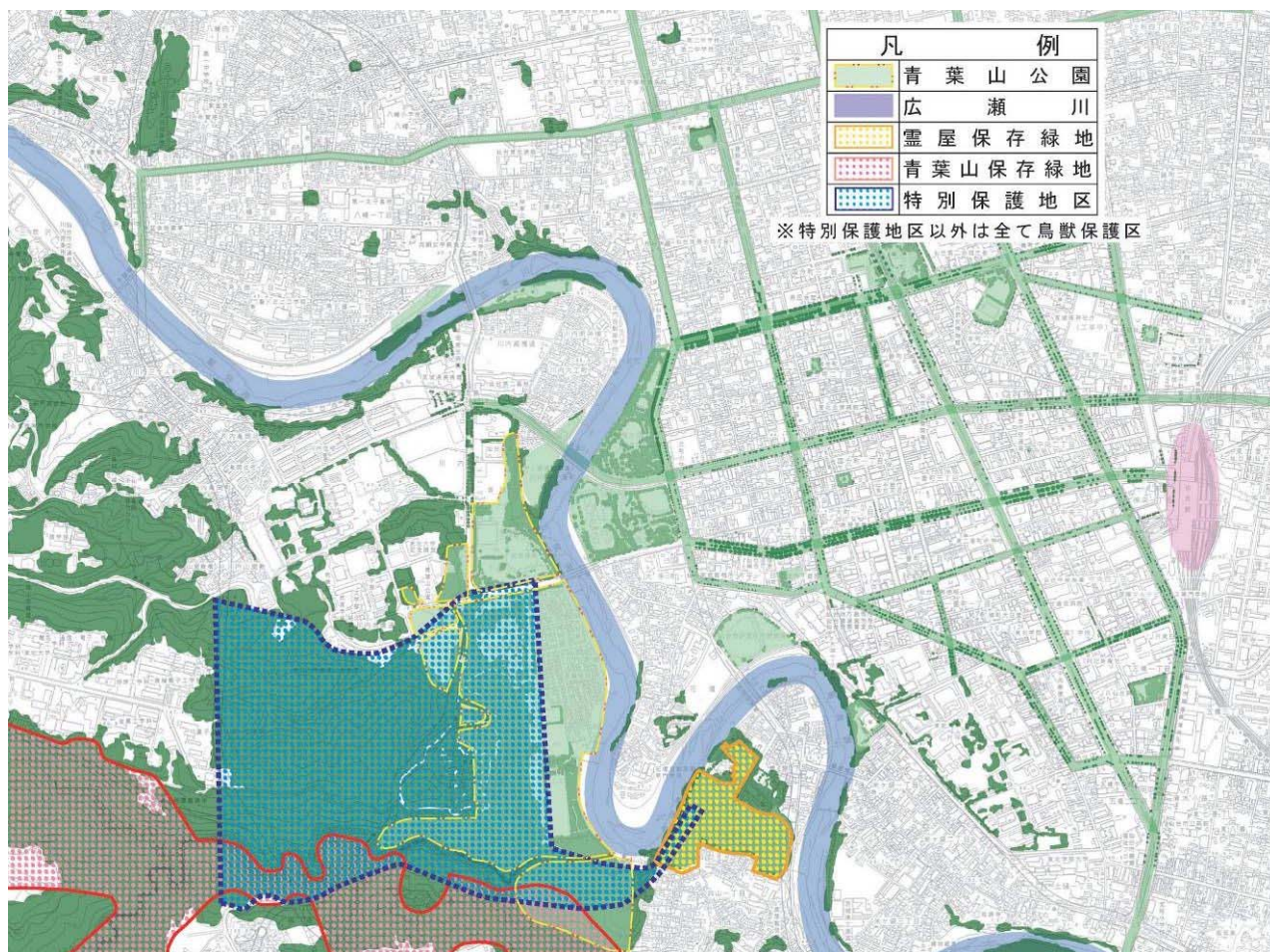


図 2-7 杜の都の環境をつくる条例・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律位置図

## 2-3. その他関連計画

### 1) 仙名城跡整備基本構想及び仙名城跡整備基本計画

仙名城本丸跡や二の丸跡の一部、三の丸跡、東北大学植物園などを含む約 66ha が、平成 15 年に「仙名城跡」として国史跡の指定を受けた。

仙名城跡整備基本計画は、平成 16 年 3 月に策定された仙名城跡の保存管理及び整備の指針をまとめた「仙名城跡整備基本構想」に基づき、これから個別の整備時事業を具体的に立ち上げるため、史跡整備全体に共通する基本的方針や史跡の価値を構成する様々な構成要素ごとの整備計画をまとめることを目的として策定された。

青葉山公園の整備計画見直しにあたっては、公園区域の約半分ほどが国史跡区域と重なるため、仙名城跡整備基本構想及び仙名城跡整備基本計画と整合性を図り、史跡としての価値を重視することが必要である。

#### 【保存管理・整備の基本理念】

仙台の歴史の原点となる仙名城跡のさまざまな価値を保持しつつ、歴史の正しい理解を広めるとともに、仙台らしい都市空間づくりの中核となる事業として、保存管理と整備を図る。

【仙名城跡整備基本構想（平成 16 年 3 月）より】

#### 【現状変更について】

現状変更とは、文化財の現在の状態に対して、形状的あるいは質的に何らかの変化を招く一切の行為を指す。具体的には、史跡内の地上の建造物、工作物及び景観並びに地下の遺構の現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為であり、これらは史跡である仙名城跡及び天然記念物青葉山の遺構、景観、生態系の観点から可否を判断されるものである。

表 2-6 現状変更について

史跡	種別	地区の性格	現状変更について
指定	特別保存地区	景観や自然環境が城郭機能時の状況を留めている地区	①学術調査研究, ②樹木の維持管理, ③史跡・天然記念物の保存管理・活用に使用している建造物・工作物の修理, ④史跡・天然記念物の保存管理・活用に使用する工作物の新築, で史跡及び天然記念物に与える影響が軽微であるもの以外の現状変更は認めない。
	第一種保存地区	城郭の主要な遺構群がまとまって存在する曲輪の地区	特別保存地区の項で示した行為のほか, ①史跡・天然記念物の保存管理・活用に使用する建造物の新築, 改築, ②簡易な工作物で設置期間が 30 日を超えない仮設物の設置, ③既存建造物・工作物の修理, で史跡に与える影響が軽微であるもの以外の現状変更は認めない。
	第二種保存地区	主要な曲輪以外で, 重要な遺構群の存在が確認又は推定される地区	特別保存地区及び第一種保存地区で示した行為のほか, ①既存建造物・工作物の同規模同程度以下の改築, ②遺構・地形保全のための小規模な盛土(建造物設置を目的とした盛土は含まず, 120 m <sup>2</sup> 以下のものをいう。), で史跡に与える影響が軽微であるもの以外の現状変更は認めない。

<p>第三種 保存地区</p>	<p>本丸東側崖地や竜ノ口溪谷北側斜面など景観上重要な自然環境の保存を図る地区</p>	<p>特別保存地区, 第一種保存地区並びに第二種保存地区で示した行為のほか, ①存建築物・工作物の小規模な増築(現在の建築面積の1.2倍以下のものをいう。), ②遺構・地形保全のための盛土, 工作物の設置(建築物設置を目的とした盛土は含まない。), で史跡に与える影響が軽微であるもの以外の現状変更は認めない。</p>
<p>未指定</p>	<p>第四種保存地区 史跡指定地外で将来的に指定を目指す範囲となる未指定地の地区</p>	<p>発掘調査を前提にし, その調査結果によっては, 計画されている開発行為の計画変更や工法の変更等を事業者と調整し, 遺構に与える影響が最小限になるよう協力を求める。</p>

【仙台城跡整備基本計画(平成17年3月)より】

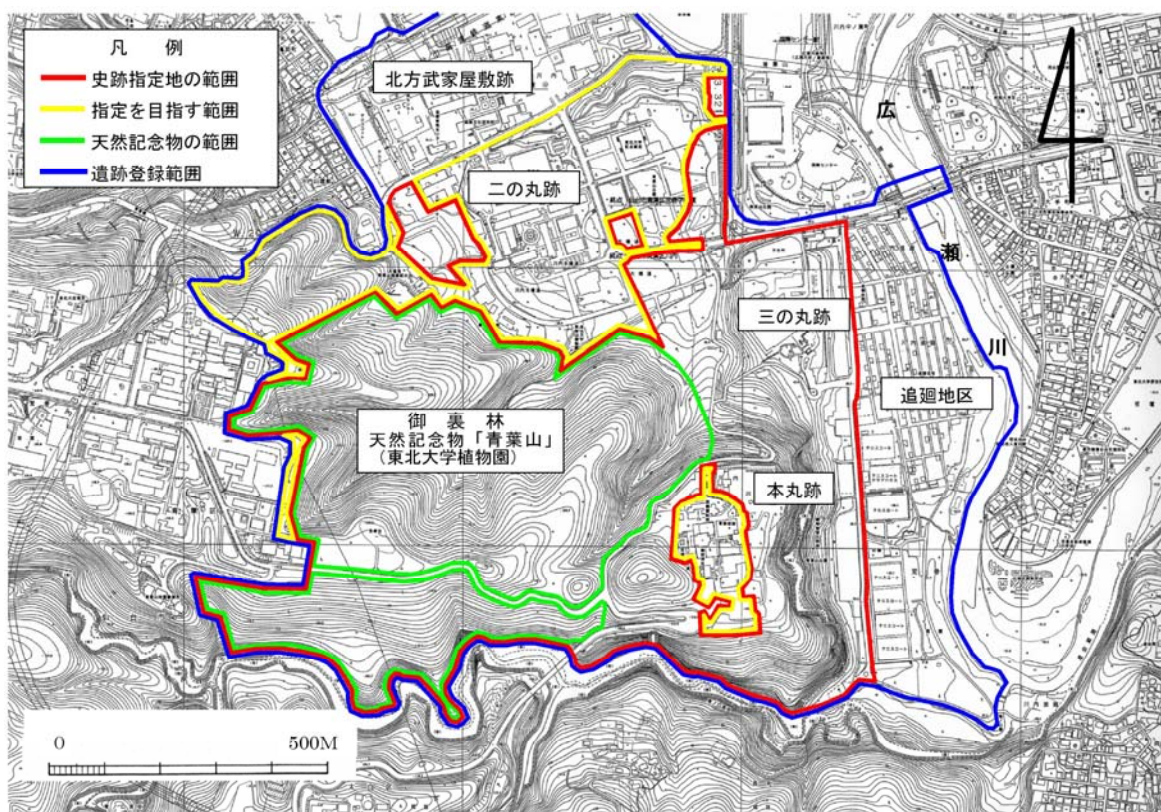


図 2-8 仙台城跡指定

## 2) 東西線沿線まちづくりの基本方針（平成21年7月）

「東西線沿線まちづくりの基本方針」は、平成13年に策定した「東西線沿線まちづくりの基本方針」及び「東西線沿線まちづくり駅別行政素案」を統合して新たに策定された。

この基本方針で示す東西線開業の平成27年度を目標とする取組み施策を、全庁的に推進していくこととされている。

### 【基本理念】

進化する都市・仙台～ 東西線が創る新しい暮らしと仙台の未来 ～

- 多様な沿線地域の資源を活かしたまちづくりにより、仙台の新しい発展軸を形成し、新たな都市の魅力と活力を創造します。
- 環境負荷の低減を図り、市民誰もが暮らしやすい、公共交通中心の機能集約型都市形成を先導します。

【東西線沿線まちづくりの基本方針（平成21年7月）より】

Ⅲ章に「駅ごとのまちづくり目標と取組み施策」が示されており、青葉山公園に関連する「(仮称)国際センター駅」周辺については以下のような方針が示されている。

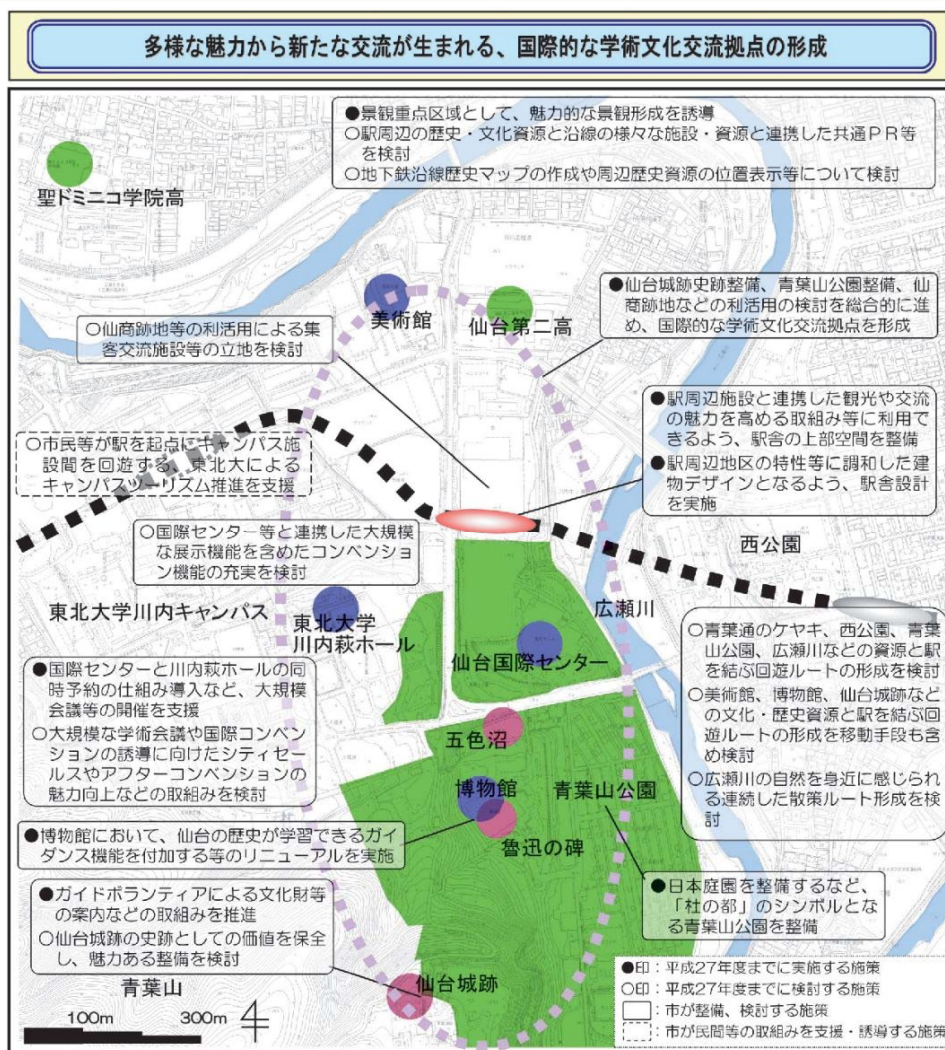


図2-9 まちづくりの目標とその実現に向けた施策

【東西線沿線まちづくりの基本方針（平成21年7月）より】

### 3) 地下鉄東西線（仮称）国際センター駅周辺整備の基本的方向性（平成24年1月） （仮称）国際センター駅周辺地区の位置付け

#### 『都市の新たな魅力を創造し発信するシンボルゾーン』

##### ■学びを多彩な活力につなげる都市づくり

- ・「学び」を都市の多彩な活力・魅力につなげていく「ミュージアム都市」の推進

##### ■人をひきつけ躍動する仙台の魅力と活力づくり

- ・観光・コンベンション機能などにより広域的な交流を生み出す拠点づくり

地下鉄東西線により形成される成長軸「東西都市軸」を起動させる重点地区

#### 機能強化の方向性

新たな魅力を創造・発信する、杜の都 仙台のシンボルゾーンへ  
～観光・コンベンションをはじめとする広域的な集客・交流機能や、  
市民の創造的活動の拠点エリアとして、仙台・東北の魅力を国内外へ発信～

#### コンベンション機能

##### 『民間の創意を活用し、多面的な機能を有するコンベンションエリアへ』

###### ＜具体的機能＞

- ・国際センターを核とした、学会等の大規模コンベンション需要への対応能力の拡大
- ・国際会議などコンベンションの積極的誘致により、仙台・東北の復興を国内外に発信
- ・「仙台らしさ」が凝縮したこの地区の特性を活かし、「おもてなし」も含めたコンベンション受け入れ環境を整備

#### 観光交流機能

##### 『新たな観光交流拠点として、仙台の歴史、自然、文化など「杜の都」の魅力をアピール』

###### ＜具体的機能＞

- ・仙台北城跡、博物館、青葉山公園など既存の観光資源の魅力向上や、新たな観光資源の創出
- ・個々の資源をつなぐ回遊ルートの形成、インフォメーション・ガイダンス機能の整備、便利施設（休憩・飲食、物販等）の充実
- ・ビジターだけでなく、多くの市民が日常的に集い、憩い、楽しむことの出来る環境の整備

#### ミュージアム機能

##### 『多様な資源を生かし、市民の創造的な活動や多様な交流を育む「ミュージアム空間』』

###### ＜具体的機能＞

- ・歴史、文化、自然、学術など多様な学びの資源を生かした、地区全体が一つのミュージアム空間となるような環境整備
- ・東北の歴史・文化など多様な魅力を発信
- ・「鑑賞する」にとどまらず、「体験」「創作」「表現」など市民の創造的な活動や交流の拠点
- ・東北大学が有する学術資源を有効に活用するなど、「学都」としてのブランド力、魅力の向上
- ・市域内外の様々な文化施設との連携による、仙台の歴史、文化等に関する総合的な情報発信やサテライト展示、交流事業等の核としての機能の発揮

#### 4) 西公園再整備基本計画（平成 18 年 3 月）

明治 8 年に開設された西公園は、本市で最も古く歴史ある都市公園であり、これまで杜の都仙台を代表する公園として、多くの市民や観光客に親しまれ、年間を通じて四季折々の様々な利用がされてきた。加えて、「百年の杜づくり行動計画」の重点施策の一つである「緑の回廊づくり」の中で、西公園は都心と街路樹の緑により結ばれ、青葉山周辺・広瀬川沿いの優れた自然と都心をつなぐ「緑の拠点」として位置づけられている。

こうした象徴的かつ重要な位置づけを考慮するとともに、期待される様々な役割等を踏まえ、本市の総合的なまちづくりの指針として 21 世紀中葉に到達すべき都市像を定めている「仙台市基本構想」との整合のもと、「うるおう緑の拠点づくり」を全体構想（再整備のテーマ）に掲げ再整備を進めていくとされている。

##### 【再整備のテーマ】

杜と水辺と市民をつなぎ、自然と都市の環境が共生する

うるおう緑の拠点づくり

##### ☆基本方針 1

市民誰もが安心して楽しめる  
やすらぎづくり

##### ☆基本方針 2

多様な交流が繰り広げられる  
にぎわいづくり

##### ☆基本方針 3

仙台の新たな個性を創造する  
かがやきづくり



図 2-10 再整備のゾーニング

【西公園再整備基本計画説明書（平成 18 年 3 月）より】

#### 5) 広瀬川創生プラン<中間見直し>（平成 22 年 3 月）

広瀬川創世プランは、「広瀬川創生プラン策定推進協議会」により作成された計画である。杜の都・仙台のシンボルであり、市民の誇りである広瀬川を、後世に引き継いでいくべき市民共有の財産として再認識し、市民の主体的な参画を得ながら将来にわたって保全していくとともに、安全安心の豊かな川づくりを行い、広瀬川の新たな魅力の創出を図っていくことを目的として定められている。

「広瀬川創世プラン」は、平成 17 年 3 月に策定されたが、平成 20 年度からこの見直し作業が行われ、平成 22 年 3 月に「広瀬川創生プラン<中間見直し>」が策定された。

**【基本理念】**

悠久の流れ・広瀬川の自然環境の保全

～自然の恵みを育む“ふるさとの川”づくり～

広瀬川と共生する暮らしの発見と創出

～治水・利水・環境のバランスがとれた川づくり～

市による連携と市民の行政との協働

～互いを尊重した地域づくり～

【広瀬川創生プラン<中間見直し>（平成22年3月）より】

**【施策の方向⑤広瀬川の魅力を活用し自然を生かした親水ゾーンの設置】**

さらに、市民の憩いの場となるような河川緑地や水辺環境の整備などを含む公園の整備を進めていく。

【広瀬川創生プラン<中間見直し>（平成22年3月）より】

**6) 東北大学川内キャンパス マスタープラン（平成16年3月）**

「東北大学キャンパス計画基本理念」では、「青葉山キャンパス」「川内キャンパス」は「青葉山新キャンパス」の計画と地下鉄東西線の開通を見据え、機能的・景観的に一体となった「青葉山・川内キャンパス」と考え、青葉山から植物堰、千貫沢、広瀬川を経て市街地へと連続した自然環境との調和を目指すとしている。また、「青葉山・川内キャンパス」は、世界と地域に開かれた学術文学拠点として、大学を訪れる学生、教職員、市民の記憶に残るような景観を形成していくとされている。

**【基本方針】**

基本方針1：「十字形」のオープンスペースを骨格としたユニバーシティパーク

基本方針2：合理的な土地利用に基づく持続的発展の可能なキャンパス

基本方針3：市民との交流が広がる大学のフロントキャンパス

**【仙台城跡整備計画と調和する地域に開かれた公園整備】**

- ・教育・研究（南）ゾーン、公園ゾーンは仙台城跡整備基本構想対象区域であることを考慮し、大手門、中島池、詰ノ門、扇坂等キャンパス周辺の仙台城跡整備計画との調和を図ります。



図 2-11 青葉山・川内キャンパス将来イメージ図

【川内キャンパス マスタープラン（平成16年3月）、東北大学ホームページより】



## 7) 名取川水系河川整備計画【県管理区間】(平成22年2月)

「名取川水系河川整備計画(県管理区間)」は、河川法の三つの目的が総合的に達成できるように、河川法第16条に基づき、平成19年3月に策定された「名取川水系河川整備基本方針」に沿って、河川法第16条の二に基づき、当面実施する河川工事の目的、種類、場所等の具体的事項を示す法定計画を定めるものです。

## 【河川法の三つの目的】

- 1) 洪水、高潮等による災害発生の防止
- 2) 河川の適正利用と流水の正常な機能の維持
- 3) 河川環境の整備と保全

【名取川水系河川整備計画(県管理区間)(平成22年2月)より】

## 広瀬川

広瀬川の広瀬橋～牛越橋上流区間については、洪水の流下を阻害している河道内の樹木や中州、寄州について、樹木管理(伐採等)や河道掘削(中州・寄州の除去)を実施し、引き続き流下能力が低く堤防整備が必要な区間の築堤整備や堤防の部分的嵩上げなど、計画目標流量の確保に向け、段階的に整備を図ります。

樹木管理(伐採等)や河道掘削(中州・寄州の除去)は、平成17年に行政と地域住民やNPO等と協働で作成した「広瀬川管理計画」に基づき実施します。

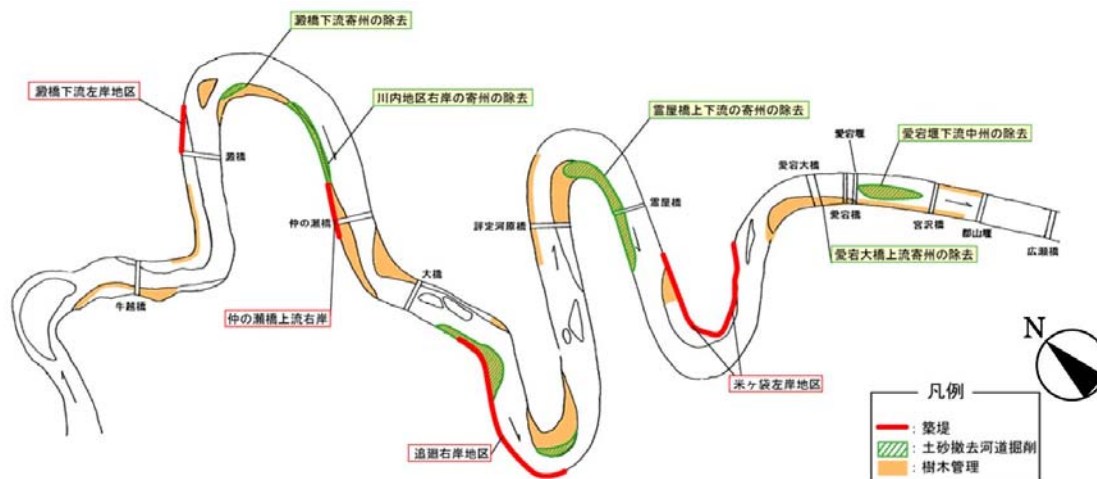


図2-12 広瀬川 広瀬橋～牛越橋上流の整備概要

- 樹木管理(伐採等)や河道掘削(中州・寄州の除去)などは、必要に応じて地域住民や市民団体、NPO等と現地踏査を行いながら実施します。
- 河川環境への影響を考慮し、必要に応じて樹木伐採前後にモニタリング調査を実施します。
- 広瀬川の管理や利活用などに関わる取組みや活動等については、これまで同様、地域住民や市民団体、NPO等と協働で実施していきます。

【名取川水系河川整備計画(県管理区間)(平成22年2月)より】

## 2-4. 青葉山地区の特性

### 1) 仙台市の都市構造と緑地配置

仙台市は東北縦貫自動車道を境とし、自然を多く残した西部と、市街地及び農地が広がる東部に大きく分ける事ができる。市街地においては、できるだけ既存の緑を残す一方、街路樹や生垣等により多くの緑を創出できるよう数々の施策が行われている。

青葉山公園とその周辺は、西部の自然（丘陵地の緑）が中心市街地に大きく張り出した半島状の緑地の先端に位置し、広瀬川の流域とともに良好な自然が残る。

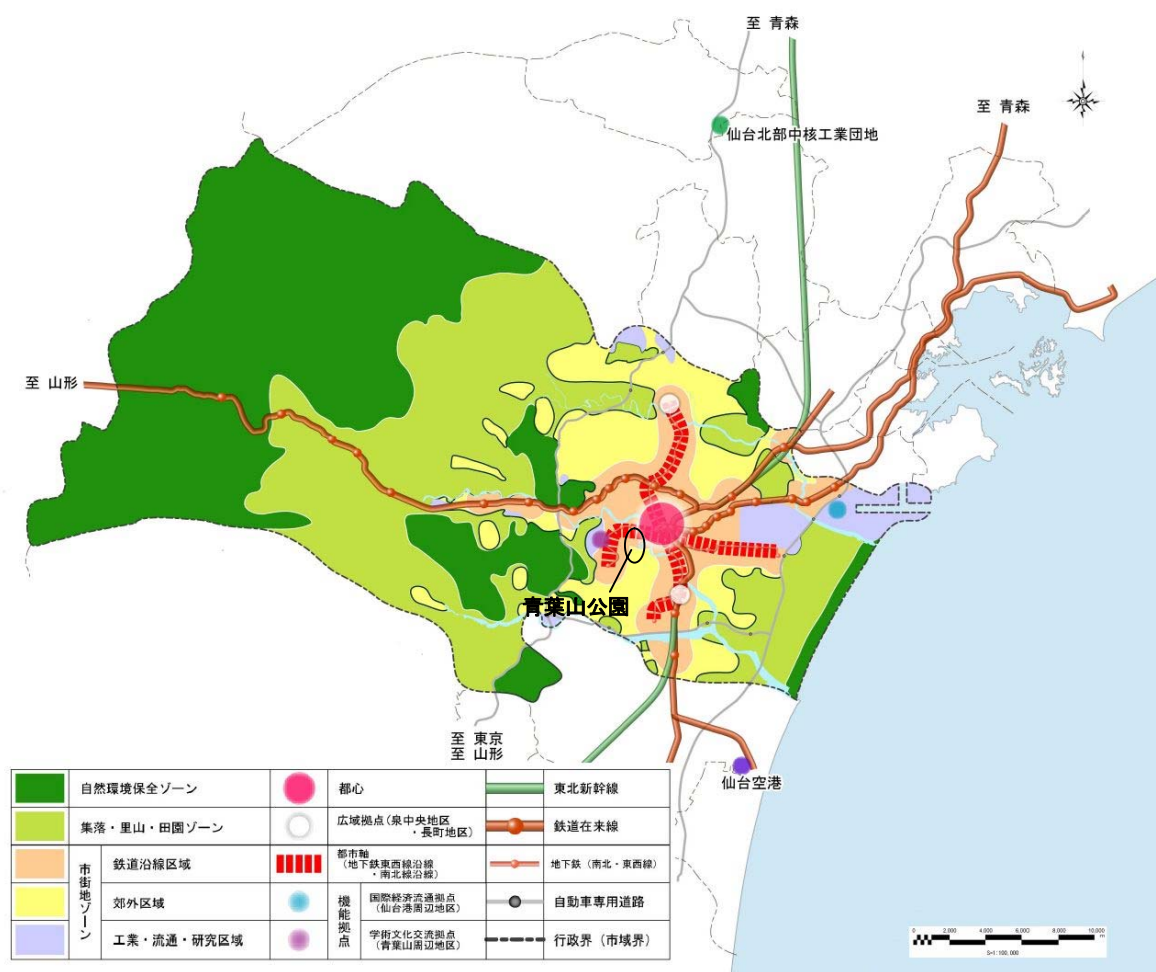


図 2-13 仙台市の都市構造

【総合計画2020より】

## 2) 仙台市都心地域からみた青葉山地区の特性

青葉山地区は、仙台市の都心地域に近接するため、都心地域のまちづくりとも連携しながら身近で魅力的な公園としての整備を検討していく必要がある。

仙台市基本計画の青葉区の将来ビジョンでは、仙台市の都心地域は「都心やその周辺などの自然、歴史的・文化的資源や観光スポット等を結ぶ地域の個性づくりを図るとともに、広瀬川を囲む西公園等について、歴史・文化をつなぐ緑の拠点として一体的なエリア形成を進めるなど、さらなるまちの魅力の向上を図ります。」(仙台市基本計画P114)とされている。一方青葉山地区は「貴重な自然や仙台城跡などの歴史的資源を保全・活用し、杜の都のシンボルとなる青葉山公園の整備を進めるとともに、国際センター周辺のミュージアム機能・コンベンション機能の強化を図るなど、大学等の知的資源を生かし、地下鉄東西線の開業による利便性の向上などと合わせて、国際的な学術文化交流機能を充実していきます。」(総合計画2020P115)とされており、都心地域と機能分担を図り、まちづくりを進めていく方向性が示されている。

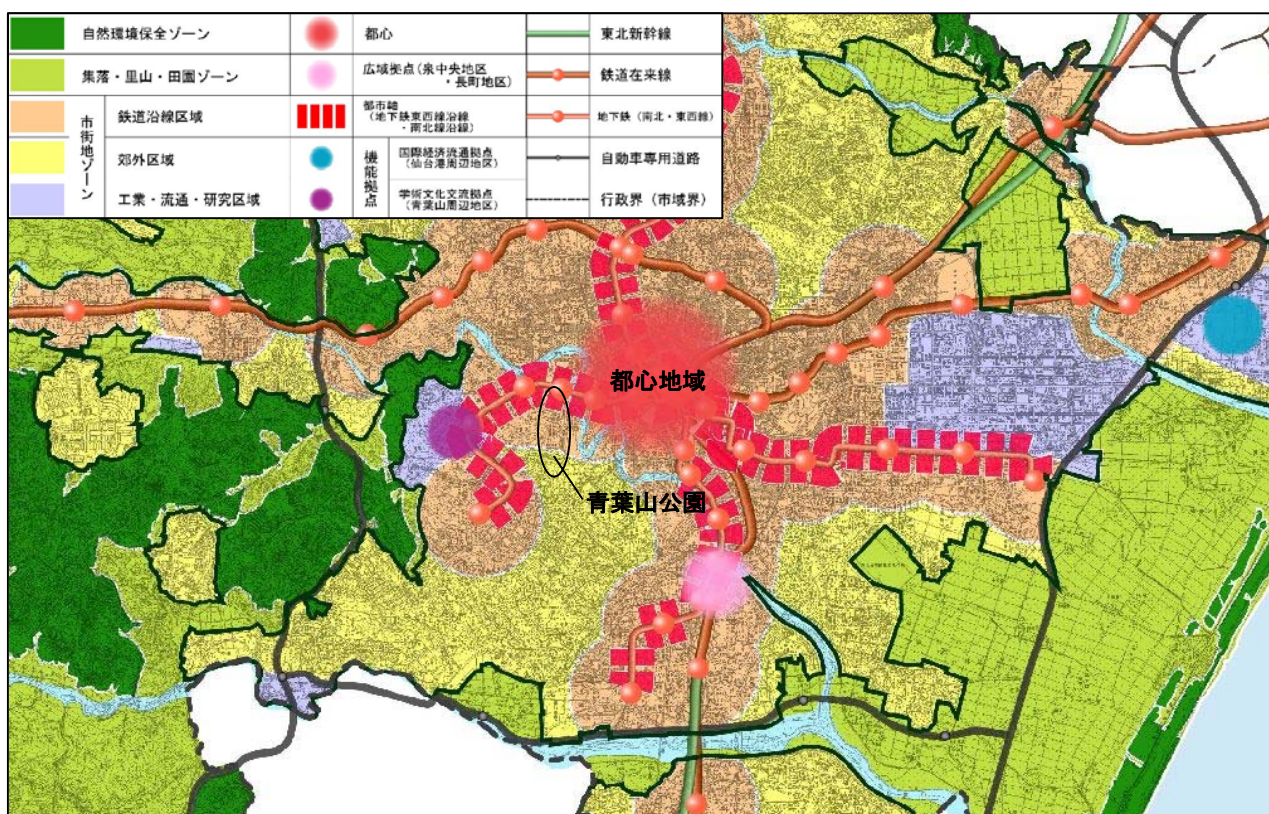


図 2-14 仙台市都心地域及びその周辺の土地利用方針図

【仙台市都市計画マスタープラン—都市計画に関する基本的な方針—(案)(平成23年3月)より】

### 3) 地形から見た景観特性

青葉山地区は、市街地に近接しながらも、広瀬川の河岸段丘によって自然の崖面と斜面緑地が市街地に面して残るため、景観的にも特色ある地区特性を呈している。以下に地区の景観的特性をまとめる。

#### (1) 中心市街地からの代表的な景観要素となる青葉山

- …青葉山の東斜面は中心市街地から概ね 2.5km 圏に位置し、中景域に属する。
- …中心市街地はほぼ平坦な地形となっており、最も近い山地、丘陵地は青葉山地区である。

#### (2) 本市を代表する広瀬川を軸とした景観域

- …本市を代表する自然景観の一つである広瀬川は、青葉山地区近辺で蛇行を繰り返しながら、青葉山に大きく食い込んだ河岸段丘を伴う。
- …青葉山地区と接する広瀬川は市街地から一段低いレベルとなっており、河岸段丘の崖地によって市街地と独立した特異な「景域」を形成する。

#### (3) 中心市街地からの眺望

- …中心市街地からの青葉山への眺望は、高層建築物や街路樹により限定されるが、視界の開ける広瀬川左岸側や高層建築物の上部からは塊としての緑が実感できる。
- …青葉通から西公園、大橋へ至るルートは、青葉山（特に大手門、二の丸跡）を軸線上にもつ緑の景観軸として位置づけられる。



図 2-15 青葉山地区北側からの 3D マップ

※地形を把握しやすくするため、高さを 5 倍に拡大  
 ※建物の高さは反映されていない

(使用ソフト：カシミール 3D, 標高データ：数値地図 50mメッシュ標高, 航空写真：スカイビュースケープ)

青葉山地区は、広瀬川の河岸段丘や青葉山の急峻な傾斜地など多様でダイナミックな地形を呈する。以下に、中心市街地から青葉山公園など丘陵地に至る断面図を示す。

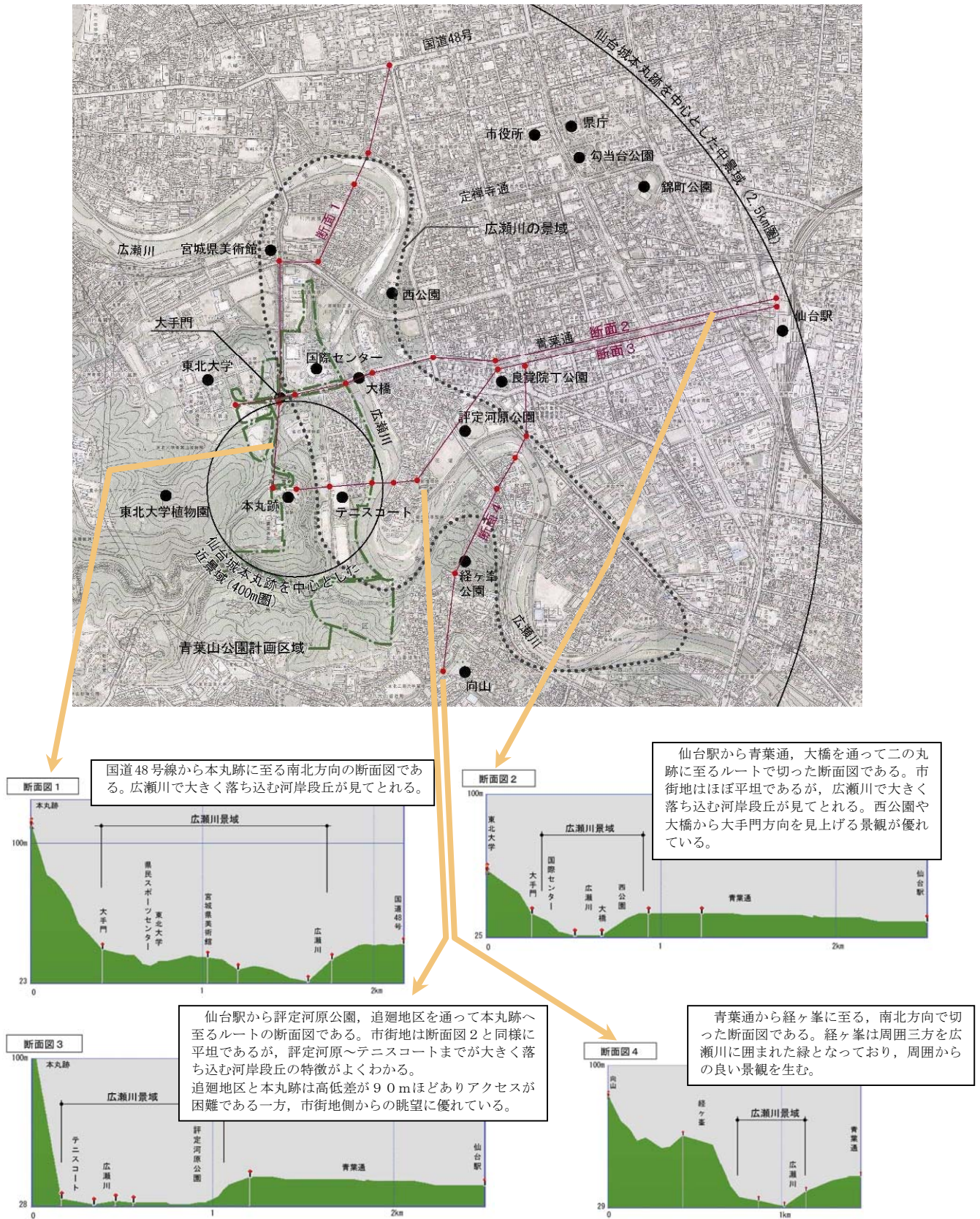


図 2-16 景観分析：中心市街地から丘陵地までの縦断面図

#### 4) 自然的資源

広瀬川や、竜ノ口から東北大学植物園にかけての地区は中心市街地に近接しているが、非常に高い自然性を備えている。

特に竜ノ口から植物園の裏山は、藩政期からの手つかずの自然が残る他、青葉山地区には広瀬川沿いの評定河原大露頭、仙台城本丸跡東側等の貴重な自然崖、また竜ノ口(自然河川)と広瀬川(瀬淵の連続する地点)等、高い自然性を備えている。

できるだけこれらの自然を保全する他、希少な景観資源としての活用などを検討する必要がある。

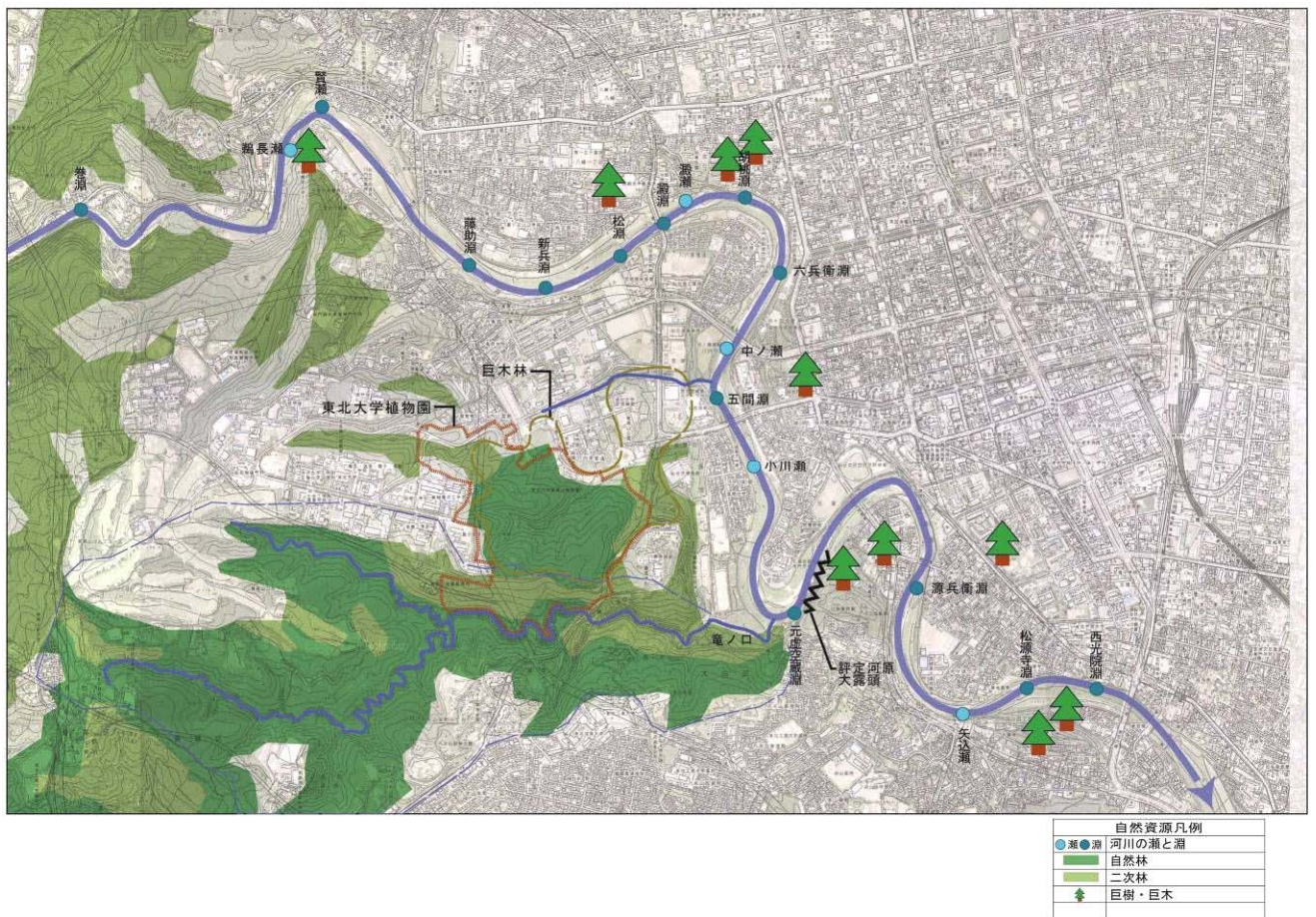


図 2-17 青葉山地区の自然資源

### 5) 主要なアクセスルート

大型バスや自家用車で仙台を訪れる観光客が利用する広域的なアクセスとしては、高速道路から西公園付近へのアプローチのほか、JR仙台駅を利用する観光客や一般市民においても地下鉄東西線の開通により、市内外からのアクセス性がさらに高まる。特に青葉山地区では、地下鉄東西線の（仮称）国際センター駅や（仮称）西公園駅、（仮称）川内駅などが計画されているため、青葉山公園や西公園、さらには本市の代表的な観光資源である仙台城跡や広瀬川の一部が新駅からの徒歩圏(300～450m圏)内に入るため、地域へのアクセス性は格段に向上するものと思われる。

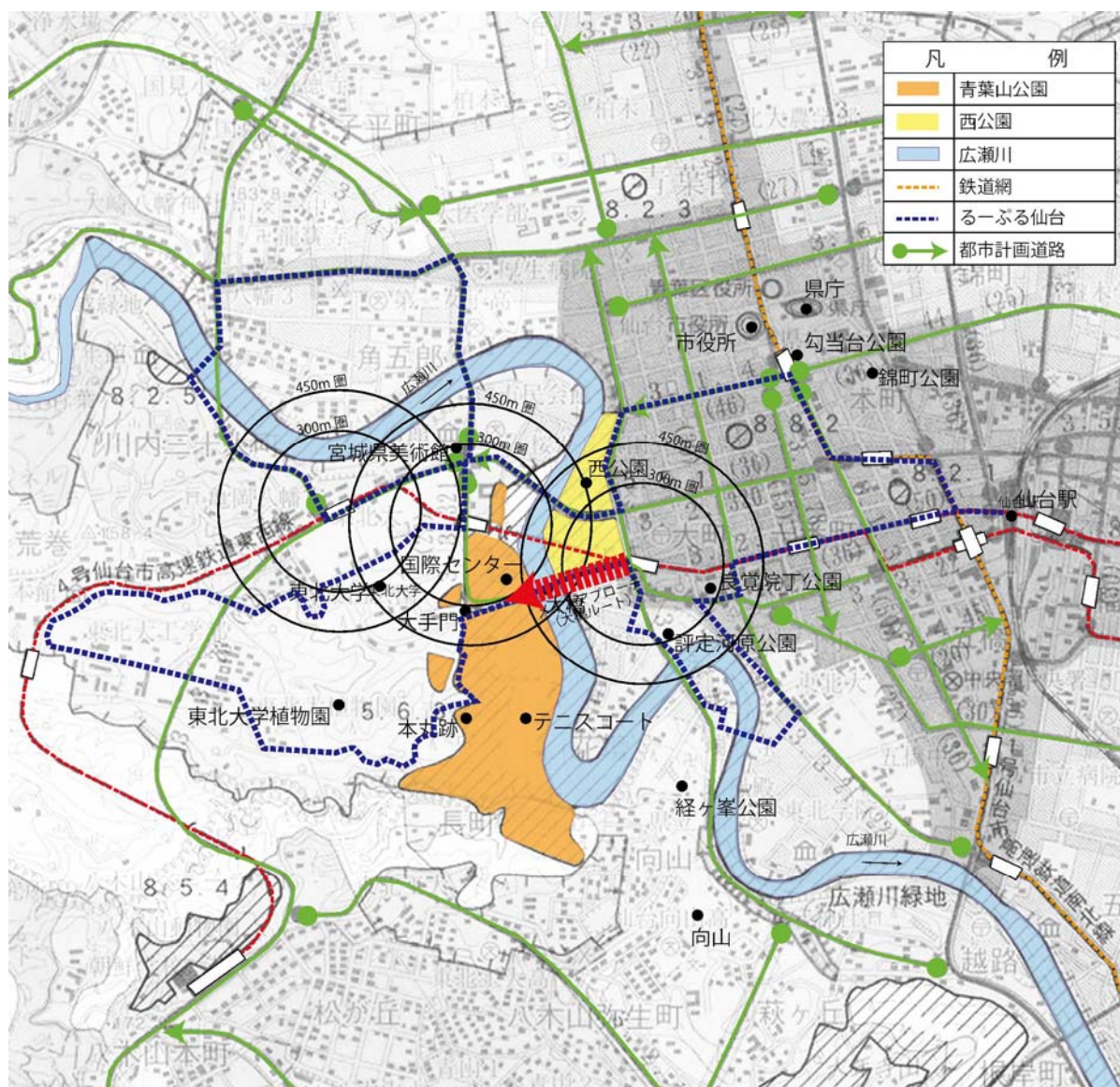


図 2-18 青葉山地区一帯のアクセスルート

青葉山公園の動線計画は、前述のアクセスルートを踏まえ、青葉山公園周辺地区や中心市街地との連携・ネットワーク化も想定しながら検討する必要がある。

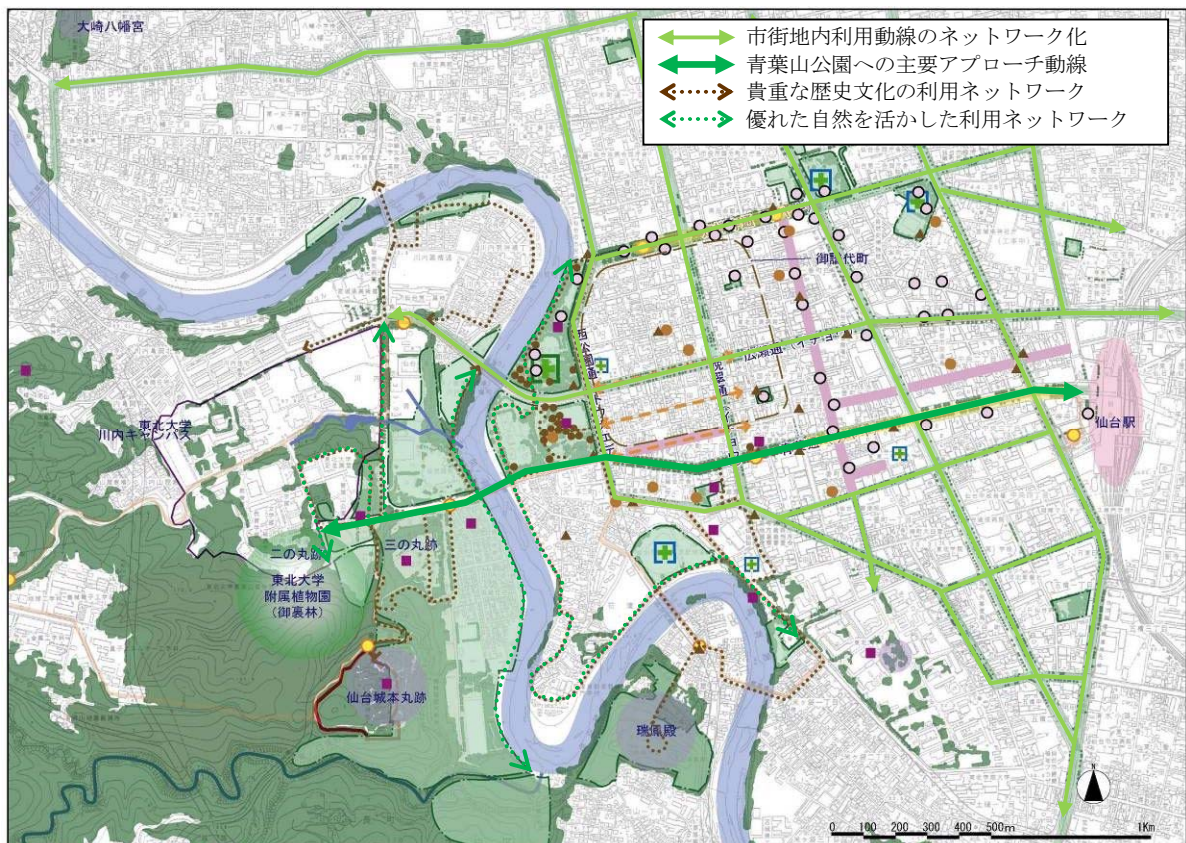
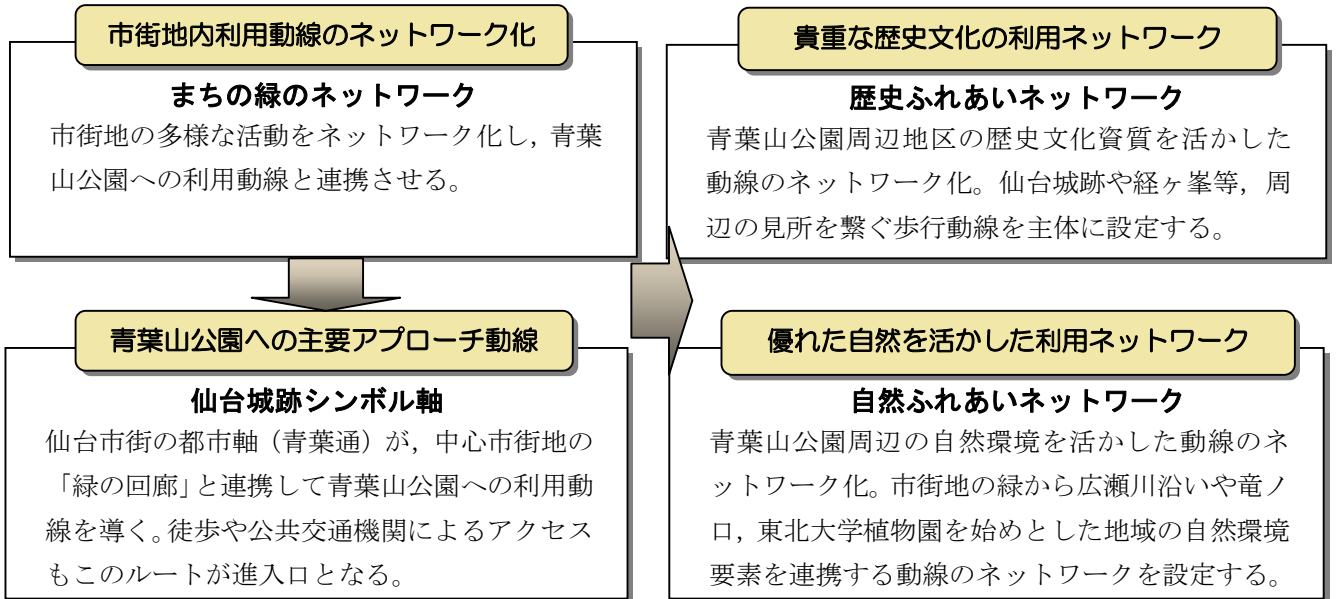


図 2-19 市中心部の施設分布と動線ネットワーク図



